

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

2 校内組織体制

- ・いじめ対応チーム（生活指導委員会）

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1）基本的な考え方

- ・わかる授業、学級づくり、道德教育、体験活動の充実
- ・自己有用感、自己肯定感の育成
- ・子どもと向き合う時間の確保

（2）研修の充実

- ・いじめについての共通理解
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・保護者、教員向け情報モラル研修会の実施

（3）児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・学級づくり、人権教育、道德教育、体験活動の充実
- ・児童が自らいじめについて学び、いじめ防止に向けて取り組む活動（情報モラル学習等の実施）
- ・縦割り班での活動、児童集会の工夫 等

（4）地域や家庭、関係機関との連携

- ・学警連絡会・兵庫県いじめ対応豊岡市ネットワーク会議への参加
- ・いじめ基本方針のホームページ公開（情報担当）
- ・オープンスクール、学校便り、学級便りの発行
- ・こども園・中学校との配慮を要する児童生徒の情報共有

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

（1）基本的な考え方

- ・すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前に働きかけ、未然防止を行う。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ・いじめアンケート（毎月月末）、生活アンケート（1, 2年生）・アセス（3年生以上）と教育相談（全児童）の実施（5月、9月、2月）とアセス分析 *子どもの心を理解する強化月間
- ・休み時間等の遊びや学習 ・生活の様子を観察 ・家庭、地域との連携

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（１）基本的な考え方

- ・ 児童のささいな変化を見逃さず、情報を確実に共有し、それに基づいて速やかに対応する。

（２）いじめが疑われる場合の対応

- ・ いじめ対応チーム（生活指導委員会）が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、あくまで組織として対応する。ただし、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、豊岡市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
（「いじめが疑われる場合の学校全体としての対応マニュアル」参照）

（３）いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ 児童には、事実確認をし、秘密厳守と最後まで守り抜くことを伝える。また、共感的理解を示し、心の安定を図るとともに、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・ 保護者には、早急に家庭訪問等で面談し、事実関係と学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。保護者の気持ちを共感的に受け止め、継続して家庭と連携を取りながら解決に向かって取り組むことを伝え、児童の家庭での様子に注意して、ささいなことでも相談してもらうよう依頼する。

（４）いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ 児童には、気持ちや状況などについて十分に聞き、背景にも目を向け指導する。心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなどの教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・ 保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼するとともに、児童の変容を図るための今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促し、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。

（６）ネット上のいじめへの対応

- ・ 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、豊岡市教育委員会と相談しながら対応を考えていく。必要な場合には、法務局又は地方法務局の協力を求めたり、豊岡警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。未然防止のためには、学校における情報モラル教育を進めるとともに、家庭での指導が不可欠であることから、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

（７）関係機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為に当たる場合は、早期に豊岡警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

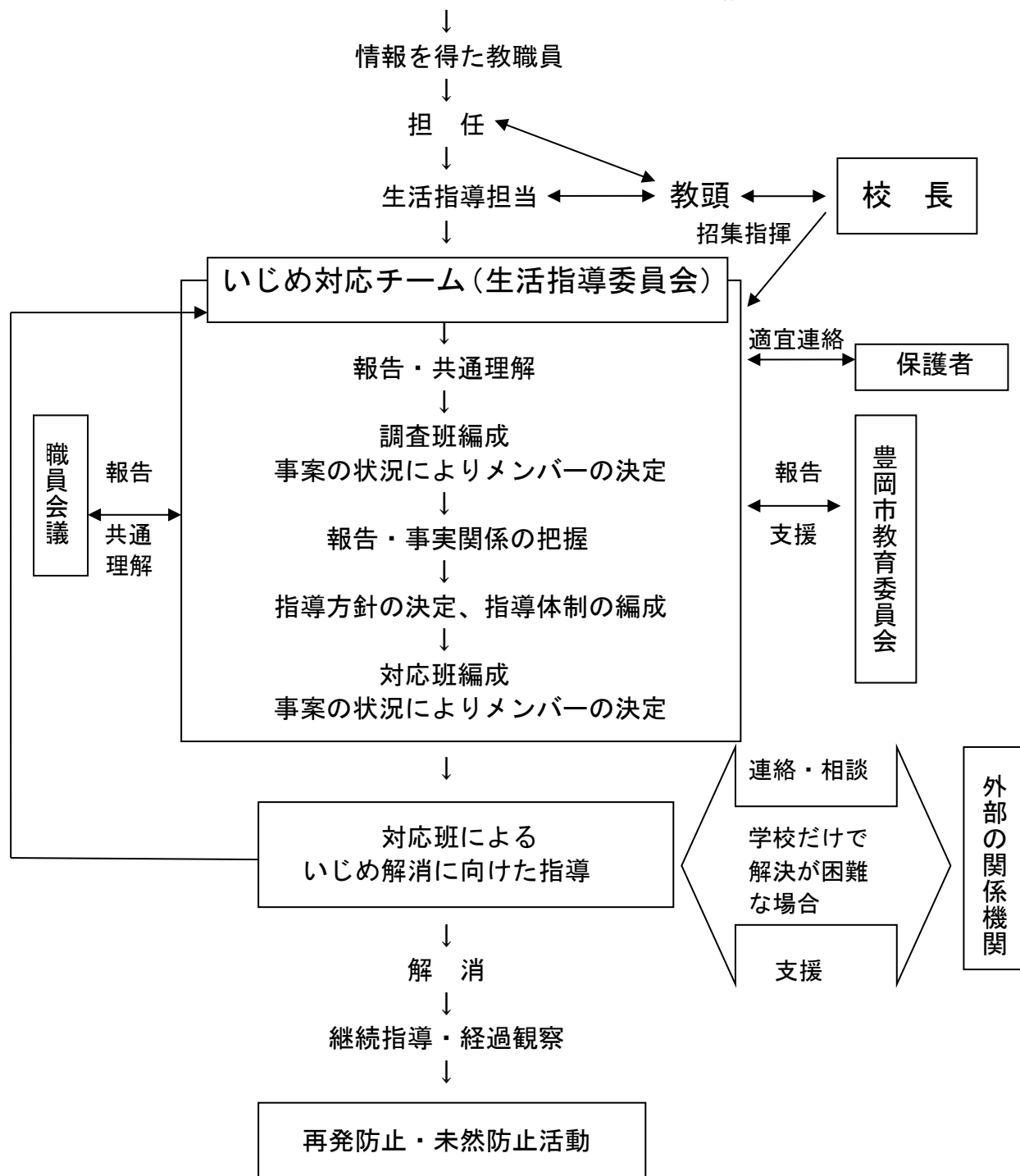
- ・ 取組評価アンケート
- ・ P D C A サイクルによる定期的な見直し
- ・ 「いじめ対応チーム（生活指導委員会）」会議
- ・ 「いじめ対応チーム（生活指導委員会）」会議を踏まえた校内研修等
- ・ 教職員の資質能力向上のための校内研修等

令和7年度

いじめが疑われる場合の学校全体としての対応マニュアル

豊岡市立合橋小学校
令和7年4月3日改訂

日常の観察・アンケート・アセス・教育相談・周りの児童や保護者の訴え等の情報



1 発見 2 情報収集 3 事実確認 4 方針決定
できるだけ早く、できれば即日対応を

5 対応 6 解消経過観察